

令和6年10月 文書質問及び回答

1 質問者 桜木 誠 議員

2 質問事項 公区制度に関する町民への丁寧な説明などについて

質問の内容・要旨	回答
公区制度に馴染みの無い方々には、公区費が何に使われているのか。また、公区によって公区費が違うのは何故か。などの疑問を抱く方々も少なからずいるものと認識しています。 これらのことについて、公区長会議などを通じて情報共有や検証、共通認識を図ることも必要と考える一方で、本町へ転入された方々の諸々の手続きの際に役場の窓口で説明するのも有効な手段と考えますが、いかがでしょうか。	公区制度については、町が行政運営を円滑に推進していくため、これまで地縁を基礎として公区制度を継続してきておりますが、移住などで町外から転入された方は、自治会や町内会制度の馴染みのある方が多く、公区制度に困惑されている方もおられ、転入手続きの際に公区制度の概要を窓口にてご説明させていただいております。 ご質問にありました、公区によって公区費が違ったりすることについては、それぞれの公区の規模や活動等により差があることから、公区活動等の内容を含め、居住する公区の公区長から聞いていただいた方が良いと考え、転入者には公区長からお聞きするようお伝えしているところであります。 今後、公区長会議のなかで、公区にお住まいの方へ分かりやすく制度説明できるよう検討していくとともに、広報等により周知も行っていきたいと考えております。 また、総合窓口でも引き続き公区制度の説明を行ってまいります。 以上申し上げまして、答弁いたしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。